

## ビザ業務の再開に関して

在ネパール日本大使館は当館におけるビザ業務及びVFS（ビザセンター）におけるビザ業務を再開することを決定しました。

なお、新型コロナウイルスに関する日本政府の水際措置により、10月29日現在でビザ申請可能な方は以下のとおりとなっています。

- ・ 外交ビザ申請者
- ・ 公用ビザ申請者
- ・ 日本人の配偶者等
- ・ 永住者の配偶者等
- ・ 元永住者（永住者の在留資格があったものの、新型コロナウイルス等の理由により、再入国期限内に日本に再入国出来なかった方）
- ・ 定住者（5号または6号に限る）
- ・ 医療（在留資格認定証明書所持者）
- ・ 所属予定の機関に欠員が生じている「教育」「教授」の在留資格認定証明書所持者
- ・ 教育機関に所属予定の教育機関に欠員が生じている「技人国」「高度専門職」の在留資格認定証明書所持者

- ・ 緊急人道的理由がある方

上記の内、「外交ビザ」「公用ビザ」及び「緊急人道的理由がある方」のビザ申請については当館において申請可能ですが、それ以外のビザを申請される方については VFS グローバル（ビザセンター）において事前予約の上、査証申請をしていただく必要があります。

VFS グローバル（ビザセンター）のホームページは以下の URL から閲覧可能となっております。

<https://www.vfsglobal.com/en/individuals/index.html>

当館においてビザを申請される予定の方につきましては、来館日時を調整させていただきますので、申請予定のビザの種類とご希望の来館日時につき、以下のメールアドレスまで事前にご連絡いただきますようお願いいたします。

[consular-emb@km.mofa.go.jp](mailto:consular-emb@km.mofa.go.jp)